令和5年度

社会福祉法人 境港市社会福祉協議会 事業計画

1 基本方針

少子・高齢化や人口減少、さらには核家族化の進行など社会構造が大きく変化 していく中、貧困・格差問題、引きこもりなど社会的孤立の広がり、児童・障が い者・高齢者への虐待など様々な福祉課題が顕在化してきています。

また、長引く新型コロナウィルスの感染拡大は、私たちの働き方や日常の生活 様式に大きな影響を及ぼすとともに、福祉活動の分野においても大きな制約とな り、地域とのつながりや住民相互の顔のみえる関係性の希薄化が進みました。

新型コロナウィルス感染症については、国が基本的な対処方針として、本年5月から感染症法上の位置づけを変更することを打ち出したところであり、今後も、こうした情報・動向に注視しながら、住民同士の見守り、支え合いの体制づくりに継続して取り組んでいくことが大切です。境港市社会福祉協議会では、社会状況、地域の実態に十分に配慮しながら、着実な事業の遂行に努め、地域福祉の中核としての役割を果たしてまいります。

令和5年度は、「第5次境港市地域福祉活動計画」(期間:令和5年度~9年度) のスタートの年となります。引き続き「**助け合い、支え合い、みんなが笑顔で暮らすまち**」を目指し、地域住民一人ひとり、高齢者や障がいのある人、子どもまで全ての人たちが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるまちづくりを進めてまいります。

本年度の取り組みといたしましては、最初に、住民一人ひとりに向き合い、寄り添いながら、支援につなげていく事業である「ふれあい総合相談」を開設し、法律的な問題や人に言えない困り事などの問題を抱えている方に対して幅広く相談の機会を提供します。また「福祉サービス利用援助事業」、「障害者相談支援事業」、「法人後見事業」、「生活困窮者自立支援事業」などの事業実施により、個々のケースに合わせた具体的な支援を行ってまいります。さらに、資金貸付、食糧支援、現物給付や新たに新型コロナウィルス特例資金貸付の借受人に対するフォローアップなどきめ細かい支援を進めてまいります。

高齢者の福祉事業としましては、昨年新型コロナウィルスの感染拡大により中止となった『敬老会』をあらためて7地区合同で開催し、あわせて対象者の方に

記念品を贈呈し健康長寿をお祝いするよう計画しております。

また、高齢者の介護予防・在宅生活支援については、引き続き、要介護以前の 方の「介護予防筋力向上トレーニング事業」と要支援状態の方の「通所型サービ ス事業」をそれぞれの対象者に応じたメニューを取り入ながら行います。

生活支援コーディネーターによる地域の見守り・支え合いの啓発や体制づくりを目的とした「生活支援体制整備事業」は「支え愛マップ」作成をとおして、地域住民のつながりの形成や深化を図っていく取り組みやサロンの開設など、それぞれの地域の実情に応じた取り組みが展開されるよう啓発・支援していきます。

一昨年から始まった、移動販売車による買物支援は、地域住民の集いの場としての役割も果たしています。コーディネーターは積極的に現地に出かけ、地域課題について、一緒に向き合い、ともに行動しながら一つひとつ進めてまいります。

境港市ボランティアセンターは、市民がボランティア活動に参加するきっかけ となる各種講座の開催を通し、ボランティアの育成に取り組んでいきます。また 近年各地で自然災害により大きな被害がもたらされる中、災害ボランティアセン ターの設置・運営についてマニュアルの見直しに向けて、職員研修や調査研究を 行ってまいります。

地域共生社会実現に向けた取り組みとして、市民がパラスポーツを体験し、 様々なハンデを抱える方に対する理解を深めるとともに、障がい者の活動等への サポーターやボランティアの育成にもつなげることを目的に、「パラスポーツ体 験会」を開催します。

また、民生児童委員協議会、ことぶきクラブ連合会、障がい者福祉団体、連合 母子会の事務局としてそれぞれの団体との連携強化図るとともに活動を支援し てまいります。

こうした各種事業により本会が地域福祉を推進し、住民から信頼される組織であり続けるため、日頃から行政・関係機関との連携の強化、職員の能力研鑽に努めます。そして、各事業の執行にあたっては事業効果や地域の状況、時代ニーズに即した事業展開を進めていきます。

本会は上記の基本方針に基づき、現在の状況を踏まえ、次の3つの重点目標を 基盤に据え、役職員団結して地域福祉の向上に努めてまいります。

2 重点目標

- (1) だれもが安心できる福祉サービスの充実
- (2) 安心して暮らせる地域づくりの推進
- (3) 地域福祉を推進する人づくり

3 主な実施事業

- (1) だれもが安心できる福祉サービスの充実
 - ①ふれあい総合相談センター事業 弁護士、司法書士、民生委員、社会福祉士による総合相談の実施
 - ②福祉サービス利用援助事業
 - ③成年後見事業
 - ④障害者相談支援事業
 - ⑤生活福祉資金貸付事業 実施主体である鳥取県社会福祉協議会と連携して実施する。
 - ⑥低所得世帯への社会福祉貸付金事業(福祉事務所と連携して実施)
 - ⑦生活困窮者自立支援事業 生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮されている方に対して、 早期に相談援助を行うことで自立に向けての支援を行う。
 - ⑧新型コロナウィルス特例資金貸付フォローアップ事業 特例資金貸付の借受人への個々の状況に応じた自立支援等の相談支援
 - ⑨フードエイド事業

緊急的に食糧支援の必要が生じた生活困窮世帯等に食糧を配布する。 年末やお盆における生活困窮世帯等への食料品・生鮮野菜等の緊急支援。

⑩制服しあわせネット事業

市内中学・高校の制服の寄付を募り、集めた制服を必要な世帯に配布する。

⑪巡回型子ども服リユース事業

子育て支援センターなどと連携しサイズが合わなくなり着られなくなった子ども服を必要とされている世帯に無償で譲渡し、地域で子育てを支援する。

迎えんくるり事業

生計困難者の方に対して、既存のサービスで対応できない場合に経済的な援助(現物支給)を行う。

- ③介護予防関連事業の充実・強化 通所型サービス事業・筋力向上トレーニング事業による高齢者の介護 予防の推進
- ⑭行政機関等との連携による個別ケースの支援体制の充実

(2) 安心して暮らせる地域づくりの推進

- ①自治会等との連携による生活支援体制整備 生活支援コーディネーターの地域での啓発・助言や「支え愛マップ」作成 に加え、地域の福祉活動の推進役の方には市内や近隣の先進的事例紹介や 意見交換の場を設け、地域の取り組みを考える機会を提供する。
- ②敬老会事業の実施
- ③非常時持出セット設置事業 独居高齢者世帯等へ、災害時に使用する「緊急避難キット」を民生委員と 協働して配布する。
- ④福祉バス運行事業福祉バスを運行することにより、幅広い年代の住民ニーズに応える。
- ⑤視覚障がい者への音訳広報事業
- ⑥安否確認も兼ねた食事サービスを各地区で実施
- (7)ふれあいサロンを増設し、居場所づくりの推進
- ⑧ファミリー・サポート・センター利用促進事業 利用助成を行うことにより、子育て中の世帯への負担軽減などの支援
- ⑨民生児童委員協議会、ことぶきクラブ連合会、身体障がい者福祉協会、精神障害者家族会まつば会、障がい児(者)育成会及び連合母子会の事務局運営と活動事業の支援
- ⑩あいサポート運動の普及や卓球バレー等の障がい者スポーツ振興
- ⑪パラスポーツ普及啓発事業パラスポーツにニュースポーツも加えた「パラスポーツ体験会」を開催
- ⑫地区社会福祉協議会、民生児童委員協議会等との連携
- ③共同募金委員会及び日本赤十字社の境港市における事務局運営
- ④地区担当制による細やかな地域支援
- ⑤行政機関等との連携強化による、福祉施策の推進・効率化

(3)地域福祉を推進する人づくり

- ①福祉意識の醸成・啓発と福祉に関する情報発信 若年世代への福祉現場での体験機会の提供、福祉関係者への市社協行事や 関連福祉行事等の参加依頼、学校での福祉教育の推進、情報提供と啓発
- ②ボランティア活動の推進と福祉人材の育成

各種ボランティア研修会等の開催

(読み聞かせ講座・手話講座・ボランティア入門講座の開催)

ボランティア活動保険加入支援(掛金の助成)

災害ボランティア活動の推進

- ③境港市ボランティアセンターの運営 市民ボランティア団体の育成、連携強化、ボランティア活動の活性化 各ボランティア団体との連絡調整
- ④介護支援ボランティアポイント事業 介護支援ボランティアの登録と介護福祉施設の紹介・マッチング
- ⑤境港青年会議所との連携

上記の事業を積極的に推進することにより、誰もが安心して暮らせるまちづくり の実現を図り、「**境港市に住んでよかった**」と市民から声が上がるような地域福祉 の向上、充実を目指していきます。